

令和3年度 第1回山梨県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時：令和3年7月16日（金）午後2時00分～午後2時37分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 伊藤委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 小林委員、佐々木委員、白倉委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員
事務局 田村労働基準部長、太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について
- (2) 最低賃金の状況等について
- (3) 労使からの意見聴取結果について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第1回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の皆様の辞令につきましては、机の上に置かせていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

本日は、委員の皆様全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、本部会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、本日の専門部会では、金額審議は行わないことから、一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はございませんでしたので併せて報告いたします。

本日は、本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

まず、労働基準部長の田村から委員の皆様にご挨拶申し上げます。

(労働基準部長)

それでは、第1回専門部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げ

げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、この専門部会の委員をお引き受けいただくとともに、本日の部会に御出席くださいます、誠にありがとうございます。

早速でございますが、一昨日、中央最低賃金審議会の目安小委員会において、引き上げ額の目安が決められました。これを受け、本日午前中に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申がなされました。

その額は過去最高の28円が示されたところでございます。

答申内容は、本日中に各都道府県労働局に示されると思われまので、皆様方には、メールで提供させていただきたいと思ひます。

今後、皆様には、今月29日の最低賃金審議会での目安額の伝達をさせていただき、その後の専門部会において労使それぞれの基本的見解を述べていただいた後、金額についての本格的な議論に入らせていただくこととなります。

山梨の最低賃金をどのように見直していくのか。本年度においても、皆様方には大変難しい御判断をお願いすることになりますが、中央最低賃金審議会が示す目安額を参考にさせていただき、また、労働者の生計費及び賃金、並びに事業の賃金支払い能力といった、いわゆる「3要素」に御留意いただくとともに、地域の実情を踏まえた御判断をいただきたく存じます。

事務局としましては、御参考となる情報を適宜、提供させていただき、この専門部会の審議が少しでも円滑に進みますように努めてまいりたいと思ひます。

本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

(賃金室長)

続きまして、委員の紹介になりますが、御手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、これをもちまして御紹介に代えさせていただきます。

(賃金室長)

続きまして、次第の「3」、部会長及び部会長代理の選出に入ります。

本部会は、7月1日に開催されました、第1回山梨地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金法第25条の規定に基づき設置が決議されたものであります。

同条の規定により、準用される第24条の規定によりまして、部会長及び部会長代理を公益委員の中から選出していただくこととなります。

いかがいたしましょうか。

(伊藤委員)

それでは、私から推薦させていただきます。

部会長は反田委員、部会長代理は鷹野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし。)

(賃金室長)

ありがとうございました。

ただいま、伊藤委員から御推薦がありましたが、異議なしということですので、全会一致で、部会長には反田委員、部会長代理には鷹野委員が選出されました。

御手数ですが、御手元の委員名簿にそれぞれ、部会長の反田委員の左側に二重丸、部会長代理の鷹野委員の左に一重丸を付けていただきますようお願いいたします。

それでは、専門部会運営規定第4条によって、議長は部会長が務め、議事進行することとされておりまして、反田部会長におかれましては、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(反田部会長)

反田でございます。

ただいま部会長に選任されました。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本年度も部会長を務めさせていただきますが、昨年度はコロナ禍におきまして審議が難航いたしました。全会一致で結果を出すことができました。御協力をいただきましてありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、中賃から目安額が示されまして、その金額が過去最大の28円という額になっております。

こういう、コロナ禍の終息が見えたかどうかという時期に大変難しい判断を労側、使側にお願いするわけですが、どうか、忌憚のな

い御意見を双方から伺って、真摯に、また真剣な議論になりますよう、相互に御協力をお願いしたいと思います。

【（１）山梨県最低賃金改正の審議日程について】

（反田部会長）

それでは議事に入ります。着座にて失礼いたします。

議事の（１）山梨県最低賃金改正の審議日程について、でございます。

事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは説明します。着座にて失礼いたします。

お手元に配布しております、「令和３年度地域別最低賃金審議日程表」を御覧ください。

これは、７月１日に開催されました第１回の本審で御承認いただいたもので、１０月１日の発効を想定した日程となっております。

今後の日程を説明いたしますと、７月２９日の午前１０時から、ここニュー芙蓉におきまして、第２回の本審を開催いたします。

この際、中央最低賃金審議会における目安額等の答申について皆様に伝達を行い、また、特定最低賃金改正の必要性につきまして、労働局長から諮問をさせていただき予定としております。

併せて、特定最低賃金検討委員会の各側２名の委員を選出いただくことを予定しておりますので、各側とも御準備をよろしく願いいたします。

本審終了後に、引き続き、第２回専門部会を開催し、労働者側、使用者側、双方から、「基本的見解」の発表をしていただく予定としておりますので、各側とも御準備をよろしく願いいたします。

この基本的見解につきましては、前日の７月２８日午後３時までに、データをメールでいただきたく存じます。

いただいたデータにより、事務局において写しを作成して、７月２９日の専門部会において配布させていただきますので、よろしく願いいたします。

８月２日の第３回専門部会は、午後２時から山梨労働局で開催予定としております。

ここから具体的な金額審議に入っていただくこととなります。

8月4日に第4回目の専門部会を、同じく午後2時から山梨労働局で開催予定としております。

この第4回目の専門部会で、結審いただく予定としております。

8月4日に結審に至らなかった場合は、予備日として、翌8月5日の午後1時30分から第5回の専門部会を、ここニュー芙蓉において開催する予定としております。

同日8月5日の午後3時30分から開催予定の本審で答申をいただいた上で意見を求める公示を行い、8月23日に異議審を開催する予定となっております。

金額審議が8月5日に結審とならなかった場合につきましては、その後の予定も変わってまいります。

その場合には、再度、委員の皆様にご調整をさせていただいた上で、日程を決めさせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

また、8月17日は特定最低賃金の検討委員会が開催されます。

同委員会におきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありとの結論に至った場合には、8月23日の異議審の場におきまして、特定最低賃金の改正決定の諮問をさせていただく予定としております。

以上でございます。

(反田部会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、この日程は7月1日に開催した第1回の本審で事務局から提案され承認されたものであります。

今後、この日程で審議を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御質問等はございますか。

(各側委員)

(異議なし。)

【 (2) 最低賃金の状況等について 】

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に入ります。

議事の(2)最低賃金の状況等について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、お手元に配布しております「山梨地方最低賃金審議会審議資料」を使用して説明させていただきます。

まず、資料の1ページを御覧ください。

平成14年から令和2年までの山梨県最低賃金の推移の一覧表になります。

引上額や引上率のほかに、目安額との比較や採決の状況等が記載されております。

この表の中央当たりの「目安額との比較」の列を御覧いただきたいのですが、平成14年、16年、21年及び昨年は、中央最低賃金審議会では目安額が示されませんでした。

それ以外の年につきましては、平成27年以後は目安額どおりの金額となっております。それ以前には、「目安額プラス1円から2円」の年もございます。

「目安額との比較」の列の右側、「採決状況」を見ますと、近年では、平成29年と令和元年を除き、全会一致で決定いただいております。

「採決状況」の右側、「異議申出の有無」を見ますと、山梨では、毎年、異議の申出がなされております。

このため、本年度も異議の申出がなされることを前提といたしまして、異議審の日程を組んでございます。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

これは、昨年度の全国の地域別最低賃金の審議・決定状況の資料となります。

目安のランク別に都道府県が示されております。

山梨につきましては、赤枠で囲ってございます。

右から二番目の「採決状況」の列を御覧いただきますと、昨年度、全会一致となった都道府県は、これはこの中の白丸になりますが、山梨を含めて13県しかなかったことがわかります。

この表の一番下の「全国加重平均額」を見ますと、昨年度の引上げ額を反映した、全国の最低賃金の加重平均額は、902円となっております。

続きまして、資料の5ページと6ページを御覧ください。

これは、7ページ以後に資料としてお付けしている各種経済指標等の

データにつきまして、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表になります。

真ん中当たりの「ページ」と記載した列には、それぞれの経済指標の資料が、この審議資料の何ページにあるか、ページ番号を示しておりますので、後で詳しく資料を御覧いただく際に御活用ください。

以上です。

(反田部会長)

ただ今の事務局の説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 (3) 労使からの意見聴取結果について 】

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の議事に入ります。

議事の(3)労使からの意見聴取結果について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明させていただきます。

お手元の審議資料の79ページからを御覧ください。

労使からの意見聴取を実施した結果を取りまとめた資料でございます。

意見聴取の具体的な実施方法を説明いたしますと、事務局におきまして、労使双方から聴取する項目を記載したアンケート用紙を作成し、これを持参して、対象事業場を訪問し、意見聴取への協力及びアンケート用紙への記載の要請を行いました。

その後、改めて、事業場を訪問し、記載されたアンケート用紙の回答内容を確認しながら、労使双方から個別に補足のヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものが79ページからの資料となります。

対象といたしました事業場は、製造業1社、非製造業1社の合計2社

で、昨年度と同じ事業場になります。

具体的な業種は、仕出し弁当の製造販売を行う食料品製造業及び特別養護老人ホームやデイサービス事業を運営している社会福祉施設となっております。

企業名の公開につきましては、残念ながら、両社とも応じていただけていないため、昨年度と同様に、本資料におきましては、「A社」、「B法人」との表示になっておりますことを御理解いただきたいと思います。

意見聴取の対象者につきましては、A社の使用者側は総務課長、労働者側は昨年度の36協定の労働者代表であり、B法人の使用者側は施設長、労働者側は、一昨年度の36協定の労働者代表となっております。

まず、A社について説明いたします。

資料の81ページを御覧ください。

この1年間の新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響につきましては、企業向けの産業給食の受注が減り、売上が8%程度減少し、大きな影響を受けたとのことでした。

感染対策による業務への負荷についてもお尋ねしましたが、食品を扱う会社で、元々ノロウイルス対策等を徹底していたので、業務への負荷は特になかったとのことでした。

最近の景況感につきましては、売上は回復してきていて、緩やかな回復基調の兆しは感じているが、世間の「働き方」が変わったことにより、コロナが今後、収束してもコロナ前の売上の水準に戻ることはないと考えており、業務委託による、温かい食材の企業への提供といった新たな仕事の開拓を模索しているとのことでした。

コロナ禍における賃金の改定につきましては、企業内最低賃金が860円であり、昨年度の最低賃金の改正の影響は受けなかったため、売上が減っている状況を踏まえ、昨年度は昇給を実施せず、また、昨年度の夏の賞与は例年の半分にしたとのことでした。

今年度の昇給につきましては、売上が回復していない状況と、今後の最低賃金の改正状況を踏まえた上で検討するとのことでした。

次に資料の82ページを御覧ください。

ここからは、最低賃金について聴取した意見等を記載してございます。

まず、昨年度の山梨県最低賃金の1円の引上げにつきましては、コロナ禍においては雇用の維持が最優先なので妥当であったと考えているとのことでした。

政府方針の全国加重平均で1,000円を目指すことについては理解を示され、山梨県の最低賃金も1,000円に近づけないと労働力不足の解消は難しいのではないかと考えていらっしゃいました。

ただ、A社はパート社員の割合が高く、企業内最低賃金を超える形で最低賃金が引き上げられると、パート社員全体の時給額を見直す必要があり、人件費増加の負担が重くなるので、将来的に1,000円を目指すことには理解を示しつつも、コロナ禍の現在は、過度な引き上げはせずに、段階的に引き上げてほしいとのことでした。

具体的には、企業内最低賃金である860円までの最低賃金の引上げは許容できるが、それ以上の引上げは、自社の人件費の増加に直結するので許容できないとのことでした。

次に資料の83ページの下のシートからを御覧ください。

A社の労働者の代表からの意見聴取結果となります。

次の84ページからとなりますが、コロナ禍における変化につきまして、昨年の5月以後、配達食数がかかり減って、配達コースの削減が行われ、また、同月以後、各部署において、従業員がローテーションにより月2回休業することが実施されたとのことでした。

賃金の改定につきましては、正社員は、役職が変わらなければ、元々昇給はないのですが、昨年度は、夏の賞与が半分になってしまったとのことでした。

今後の賃金の改定につきましては、コロナが収束して、会社の業績が回復した場合には、社員ごとの貢献に見合う昇給を行ってほしいという希望をお持ちでした。

最低賃金制度につきましては、最低限の生活ができる金額を保障するというのであれば必要な制度であると思うけれども、そもそも一人で生活することができる金額になっていないのではないかと、また、地域ごとの設定は不要ではないかという意見をお持ちでした。

今年度の最低賃金の改正につきましては、業績が回復していない会社の状況を考えると、最低賃金が引き上げられて人件費が上がると、会社の経営がさらに苦しくなるので、最低賃金が上がることは望んでいないとのことでした。

資料の86ページを御覧ください。

次にB法人からの意見聴取結果について説明します。

まず、施設長からの聴取結果です。

88ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響につきましては、利用者の減少により収入が10%弱減った一方、感染対策の物品購入の経費が増大し、利益が減少したとのことでした。

また、本年5月には、職員1名がコロナに感染し、入所者1名にも感染したため、感染対策をさらに厳しくし、その結果、手袋、マスク、フェイスシールド及びガウンの使用量が5倍に増えて、経費がさらに増大したとのことでした。

感染対策のさらなる徹底やPCR検査を何度も実施したことにより、職員は疲弊しており、現状は、感染を乗り越え、ようやく平時に戻ったばかりであって、コロナ後のことはまだ考えられないとのことでした。

89ページの上のシートを御覧ください。

賃金の改定につきましては、企業内最低賃金が840円であるため、昨年度は最低賃金の改正に伴う時給の改定は行わず、一方、正社員については例年通り、定期昇給は実施したとのことでした。

今年度の賃金改定につきましては、感染防止が第一で、まだ考えている余裕はないとのことでした。

89ページの下側のシートからは、最低賃金に関する認識や意見等になりますが、一昨年までの最低賃金の20数円ずつの引上げについては理解を示し、山梨県の最低賃金については、850円ぐらいが妥当なのではないかとおっしゃっていました。

これは、昨年度も全く同じことをおっしゃっていました。

次の90ページの下側のシートになりますが、コロナ禍における最低賃金の大幅な引上げには反対で、政府方針の「早期に1,000円」につきましては、とても無理、経営がもたない企業が多く発生してしまうとして、今年度の引上げ額につきましては、元々の持論である850円までなら可能であるとのことでした。

次に91ページからを御覧ください。

B法人の労働者代表からの意見聴取結果となります。

コロナ禍における変化につきましては、感染対策のため、一つ一つの業務に係る負担が増え、職員のストレスがたまって皆ピリピリしており、職場の空気感が変わってしまったとのことでした。

また、自分自身は、職種が変わり、現場を離れたため、休日が取りやすくなったものの夜勤や時間外労働がなくなり、その分の手当てがなくなったため、給料が減ったとのことでした。

次の92ページからは、最低賃金に係る認識等となります。

昨年度の最低賃金が1円の引上げにとどまったことについては、コロナ禍においては仕方がないとお考えでした。

山梨県最低賃金の838円の金額につきましては、安くて、自分だったらこの金額では働かないとのことでした。

ただ、年齢や家族の有無や家庭内での立場によって、この金額に対する受け止め方は違うのではないかともおっしゃっていました。

今後の賃金の改定につきましては、会社の現状を考えると、要望はない、望むことばかり望んでも仕方がないとし、一方、コロナ後につきましては、会社の利益がコロナ前に戻ったら、従業員にも利益を賃金として還元してほしいとのことでした。

本年度の最低賃金の引上げにつきましては、自分自身が最低賃金で働いているわけではないので何とも言えないとのこと、引上げの可否や引上げ額についての意見は聴くことができませんでした。

以上です。

(反田部会長)

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

【 (4) 今後の審議の進め方について 】

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

続きまして、議事の(4)「今後の審議の進め方について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

専門部会における金額審議の進め方につきまして、昨年度は公益委員の御発案により、一部変更が行われました。

具体的には、専門部会における労働者側、使用者側それぞれが最初に御提示いただく金額の表明方法について、当該金額を前日の午後3時頃

までに、事務局にお知らせいただき、当該金額を事務局から各委員の皆様へ、その日のうちにメールでお知らせすることといたしました。

そして、専門部会の当日は、会議の冒頭、全委員が揃っている時に、改めて双方から金額の表明をしていただき、その上で、それぞれの控室に分かれていただき、金額審議に入っていただくこととなりました。

これにより、労使双方に最初に御提示いただく金額を、公益委員に御確認いただくステップを省略することができ、審議の効率化が図られ、また、各委員の皆様へ、出発点となる労使双方の金額をあらかじめ御承知いただいた上で、専門部会に臨んでいただくことで、その後の金額審議がスムーズに進みやすくなる効果があったものと考えられます。

本年度につきまして、昨年度と同様の方式により、金額審議を行っていただくことの可否につきまして、御審議をお願いいたします。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から密を防ぐため、労働者側、使用者側の委員の皆様へ、公益委員のいらっしゃる、主たる広い会場に足を運んでいただく方式といたしました。

本年度につきましても、専門部会の会場が労働局、ニュー芙蓉、いずれの場合でありましても、同様の方法を採用させていただきたいと考えておりますので、この点につきましては、委員の皆様へ御承知おきいただきたいと思っております。

以上です。

(反田会長)

それでは、今後の議事の進め方について、事務局から説明をいただきましたが、今年度も昨年度と同様の方法で進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、昨年度と同様に最初の金額を提示していただく方法で進めたいと思っております。

次に、議事の(5)その他に入りますが、何かございますか。

(鷹野部会長代理)

特になければ一つ。

(反田会長)

どうぞ。

(鷹野部会長代理)

実は、7月1日に諮問をいただいたときに気が付いて御質問すればよかったですのですが、本年度諮問文の後半に、骨太の方針などに配意した審議をお願いするという文言が入ってまして、これは、例年までになかったもので、これについて、事務局のほうから、なぜこの文言が入ったかについて、御説明していただければありがたいですが。

(賃金室長)

いわゆる骨太方針や成長戦略フォローアップは、御承知のとおり、政府方針として閣議決定されたものとなっております。

この政府方針を踏まえ、中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣が目安額について諮問を行った際に、「骨太方針や成長戦略フォローアップに配意した」という文言が諮問文に盛り込まれました。

そして、厚生労働省本省からは、全国の各労働局においても、最低賃金改正決定について諮問を行う際には、同様の文言を諮問文に盛り込むようにとの指示がありまして、先般の諮問文の内容となった経緯がございます。

(反田会長)

ただいまの御説明は、どうでしょう。

(鷹野部会長代理)

中央で入っていて、それを地方でも同じように入れるようにという指示で入ったという理解でよろしいですね。

いずれその内容について、こういった格好で答申に反映するのは、今からの議論に任されるわけだと思うのですが、一応、配意しろ、と言われている以上は、どの点をどういうふうに配意すべきかを全委員で共有化して、その上で審議に臨まなくてはならんのかなと考えておりますので、骨太の方針などは、先日メールで送っていただいているんです

が、お忙しくて目を通してない方もいらっしゃるかもしれないので、ここだということをもう一回御提示いただきたいのと、それから、骨太の方針の審議の時のバックアップ資料があったら御提示をいただいて、どういった意味で骨太の方針の文言ができているのかを理解した上で審議に臨みたいと思っております。

私、もう一回見直させていただいたのですが、労働配分率が長年にわたって低下していること、それから、感染症の影響で賃金格差が、これはどのような格差か書いてなく、さらっと書いてあったのですが、賃金格差が広がっていること、それからコロナ禍でも最低賃金を引き上げている外国のこともあるという御指摘があったところですが、あれだけだと、何がどうなったかわからないので、そのあたりの資料がありましたら、次回の29日ですか、基本的見解を出す前には、各側ともお目とおしいただいたほうがいいのかなと思いますので、事務局のほうで御提示いただければありがたいと思います。

(反田会長)

説明をお願いします。

(賃金室長)

今、鷹野部会長代理がおっしゃった3点ですね、これに関する資料につきましては、中央最低賃金審議会の目安小委員会の中で示されておりましたので、それらの資料をピックアップいたしまして、審議会の全委員の皆様にもメールにより、できる限り早く、コメントをつけさせていただいた上で提供させていただきたいと思っております。

(鷹野部会長代理)

もう一ついいですか。

公益委員からの各側へのお願いなんです、スタンスがどうあれ、そういうことで配意を求められていて、それから資料も御提示いただくので、次回の基本的見解の中ではそういったものについても触れていただければありがたいかなと思いますので、是非よろしくをお願いします。

(反田会長)

ほかに何かございますか。

(長谷川委員)

似ている違う質問なんです。

中央で目安金額が出されて、各地方で、これは目安なんです、どこまで各地方の独立性があるのかな、ということがいまいよくわからなくて。

なんで、なんかこう形式ばかり出すのかなあという印象があるのと、国の方針がこうだから、本来、地方協議に基づいて上げるべきなのかなというところもありますけれど、独立性というのはどのような感じなのか、教えてください。

(反田部会長)

では、事務局から。

(賃金室長)

最低賃金の改正の決定につきましては、都道府県の、こちらの審議会で審議をしていただいて答申いただいたものに基づいて労働局長が決定するということになっております。

その前提として、中央のほうで今の目安の制度が設けられて、目安というものが示されるということが例年行われています。

その目安については、あくまでも参考ということになりますけれども、参考として、踏まえていただいた上で御審議をいただくということになっております。

すいません、型通りの回答になってしまって。

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

(長谷川委員)

はい。

(反田部会長)

他に何かございますか。

ないようでしたら、以上をもちまして第1回の専門部会を終了したいと思います。

なお、次回の専門部会は、7月29日、木曜日、ここニュー芙蓉におき

まして、午前10時から開催されます第2回の本審終了後に、午前11時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の確認ですが、労働者側は白倉委員にお願いします。

使用者側は一之瀬委員にお願いします。

本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。